

令和元年6月16日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03562

研究課題名（和文）刑罰に関する法意識の実証的研究：法感情と法理性という新たな分析枠組みに基づいて

研究課題名（英文）Empirical Research on the Public Sense of Penal Policy

研究代表者

松澤 伸（Matsuzawa, Shin）

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：20350415

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、人々は刑罰をどのように使いたいのかという問いを、実証的に考察するため、3種類の調査を行った。第1に、「犯罪者」や「刑罰」というキーワードを含んだ簡単な質問調査、第2に、具体的な犯罪事件を用いた調査、第3に、グループ討論調査である。その結果、「対象となる犯罪についての情報が増えれば/犯罪者との距離が縮まれば、犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量は減少する」という知見を得ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年、「民意」が刑事立法の根拠とされることが増えてきているが、そこにいう「民意」とは何を指しているのか。例えば、メディアにおいて、「世間は厳罰を望んでいる」といった言説にしばしば接するが、それは正しく民意を反映しているのか。本研究では、様々な形で民意を測ることにより、実際の犯罪状況や刑罰の用いられ方についての情報が与えられた場合とそうでない場合とでは、人々の意見が異なってくることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In this research, we examine the following question: How does the public want to use punishment? have chosen to implement three different types of testing methods. In the first test, we gave a simple questionnaire using keywords such as "criminal" and "penalty". In the second test, we had subjects read a detailed report on a hypothetical criminal incident. For the third test, we used the focus group research method. As a result, we have got the following knowledge; The public tends to give lenient sentences the more they are educated with accurate information about punishment; and in a court setting, the public tends to give lenient sentences the more they are physically close to the defendant.

研究分野：刑法

キーワード：法意識 刑罰 フォーカスグループ調査 熟議民主主義 刑法 量刑

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

研究開始当初、わが国では、刑罰制度についての国民の意識を明らかにした研究がほぼ存在しなかった。また、法学分野における本格的な国際比較共同研究が少なかった。これを踏まえて、本研究の課題として、(1)国民の刑罰観の解明、(2)国際比較共同研究の遂行を掲げた。

(1)刑罰制度が効果的に作動するためには刑罰制度への国民の信頼が必要であり、そのためには、期待と現実との間に大きな齟齬があってはならない。そのような齟齬は存在するのだろうか。存在するとして、どのように、そして、なぜ存在するのか。この点を明らかにすることは、国民に支えられた適正な刑罰政策の実現をめざすうえで必須の、そして喫緊の課題である。そこで、本研究では、これらの点を実証的に明らかにする。

(2)本研究は、わが国の刑事法実務に資するだけでなく、北欧を中心とする国際的な共同研究の一部でもある。この共同研究に加わることで、これまでそれほど多くなかったわが国の法学研究の知見を世界に発信する機会を得るだけでなく、国際間比較を行うことで、より普遍的な知見を得ることができる。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、刑罰政策の基礎となる国民の刑罰観(刑罰に関する意識構造)を明らかにし、現在我が国において行われている刑事立法および刑の量定について、その妥当性を検証することにある。

世論調査等では一般的な事柄についての直接的・反射的回答(処罰感情)のみを扱っていることがほとんどであるが、本研究では、それに加えて犯罪・犯罪者への理性的な対応についても分析する。そうすることで、刑罰意識の構造を考察する。すなわち、「民意」という抽象的な概念に代えて、より精密に捉え直した概念として「法意識」を研究対象に設定し、そのサブカテゴリーである「法感情」(直感的な反応)と「法理性」(理性的な反応)の両側面から考察する。この点が本研究の最もユニークな側面である。

本研究では、これらの点を実証的に明らかにすることで、刑罰政策の基礎となる資料を構築する。そのようにして得られた基礎資料を用いて、刑事立法および刑の量定の現状を検証すれば、その検証結果は、従来にない説得力を獲得するであろう。一般に、ある行為を犯罪として規定し、刑罰を科するためには、以下のようなプロセスが必要と考えられる。すなわち 保護法益(軽微でないこと)の存在 立法事実(犯罪抑止の必要性) 犯罪構成要件を明確に設定すること(条文の文言がはっきりしていること) 構成要件に相応する刑罰の設定(罪刑均衡の原理)である。本研究では、特に、  
、  
についてのエビデンスを得ることができる。

### 3. 研究の方法

刑罰政策における公衆の意識構造を明らかにするべく、3つの異なる調査方法を用いて次のような仮説を検証した。

仮説:対象となる犯罪についての情報が増えれば/犯罪者との距離が縮まれば、その犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量は減少する。

1つ目の調査(第1次調査)では、犯罪者や刑罰というキーワードを含む簡単な質問を行った。2つ目の調査(第2次調査)では、模擬的に作成した具体的な犯罪事件についての事例を読んでもらい、その被告人に望ましいと思う量刑を尋ねた。3つ目の調査(第3次調査(フォーカス・グループ調査))では、グループで模擬裁判(扱う事例は第2次調査のそれと同じ)の映像を見てもらい、その後、その事件や科されうる刑罰について議論してもらったうえで(その際には刑罰についての正確な情報を与えた)、その被告人に望ましいと思う量刑を尋ねた。なお、第3次調査では、異なる3時点(事例を読んだ後、模擬裁判を見た後、議論をした後)で量刑を尋ねた。

### 4. 研究成果

まず、調査結果は以下のとおりであった。

#### 第1次調査

- 1 犯罪者は長期間刑務所に入れておくべきだという意見に賛成ですか。 賛成 75.5%
- 2 暴力犯罪は今よりもずっと重く処罰されるべきだという意見に賛成ですか。 賛成 87.2%
- 3 刑罰一般についてお尋ねします。日本で科されている刑罰はちょうどよいでしょうか、重すぎるでしょうか、あるいは、軽すぎるでしょうか。 軽すぎる 76.4%

#### 第2次調査

- ・それぞれの事例について実刑を選択した者の割合  
横領 58.1%  
強姦 76.3%

覚醒剤使用 53.8%

強盗 87.2%

・第一次調査の1で「賛成」と回答した者のうち実刑を選択しなかった者の割合

横領 39.2%

強姦 22.2%

覚醒剤使用 36.8%

強盗 12.0%

### 第3次調査

・それぞれの事例について実刑を選択した者の割合

事例後 模擬裁判後 議論後

横領 40.0% > 30.0% > 10.0%

強姦 83.3% > 75.0% > 58.3%

覚醒剤使用 90.9% > 45.5% < 63.6%

強盗 75.0% > 66.7% > 41.7%

次に、その分析結果を述べる。

本調査では、第1次調査、第2次調査、第3次調査と進むにしたがって、さらには、第3次調査においては、質問を繰り返す度に、回答者が有する犯罪や犯罪者についての情報が増えるように、また、犯罪者との距離が縮まるように設計されている。したがって、最も分かりやすい例が第3次調査の結果であるが、先の結果から、われわれの仮説は検証されたといえよう。

第1次調査の結果からは、公衆は「厳罰化を望んでいる」、「現行の刑罰は軽すぎると感じている」との結論を引き出すこともできる。実際、こうした結論は、世論調査の結果としてもしばしば語られるものである。しかしながらこれについては、新聞やテレビでよく使われる短絡的な質問票から人々の意識を抽出する世論調査においては、刑事法に対する本当の「意見」を知ることはできないとの指摘がある。また、どのような制度があるか、どのような処遇等が行われるか、出所者の再犯率を過大評価しているかなど、ベースとなる矯正・保護等の知識の程度により刑事政策に対する人々の意見は変化する、ともいわれる。すなわち、異なる測り方をすれば、異なる「民意」が見えてくるのである。

では、なぜ「対象となる犯罪についての情報が増えれば、また、犯罪者との距離が縮まれば、その犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量は減少する」のであろうか。フォーカス・グループ調査における調査協力者たちの議論を観察した印象からは、彼/彼女らの関心は道具的考慮(いかにすれば再犯を防げるか/被告人の更生を図れるか)にあったこと、すなわち、議論を通じてその重心が道徳的考慮から道具的考慮へと移動したように思われた。われわれは、このこと(刑罰をどのように使いたいかに関する議論の重心が道徳的考慮から道具的考慮へと移動したこと)が、先の問いに答える鍵となるのではないかと考えている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

松原英世 = 松澤伸 「民意は刑事立法の根拠となりうるか：刑罰政策における公衆の意識構造」  
刑事法ジャーナル 59号 (2019年) 64-75頁 (査読無)

〔学会発表〕(計 4 件)

松原英世 = 松澤伸, The Public Sense of Justice in Japan: A Study of Attitudes towards Punishments, The 46th annual conference of the Western Society of Criminology, 2019年

松原英世 = 松澤伸, The Public Sense of Justice in Japan: A Study of Attitudes toward Punishments, Research Committee on the Sociology of Law Annual Meeting 2018, 2018年

松原英世 = 松澤伸 「刑罰政策における公衆の意識構造」日本犯罪社会学会 (2018年)

〔図書〕(計 1 件)

松澤伸 = 高橋則夫 = 橋爪隆 = 稗田雅洋 = 松原英世 『裁判員裁判と刑法』(成文堂、2018年) 1-123頁

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕（計 1 件）

松澤伸 = 松原英世「刑罰政策に関する公衆の法意識 人々は刑罰をどのように使いたいと考えているのか」早稲田大学シンポジウム（2018年）

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：松原 英世

ローマ字氏名：(MATSUBARA, hideyo)

所属研究機関名：愛媛大学

部局名：法文学部人文社会学科（社会科学）

職名：教授

研究者番号（8桁）：40372726

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。